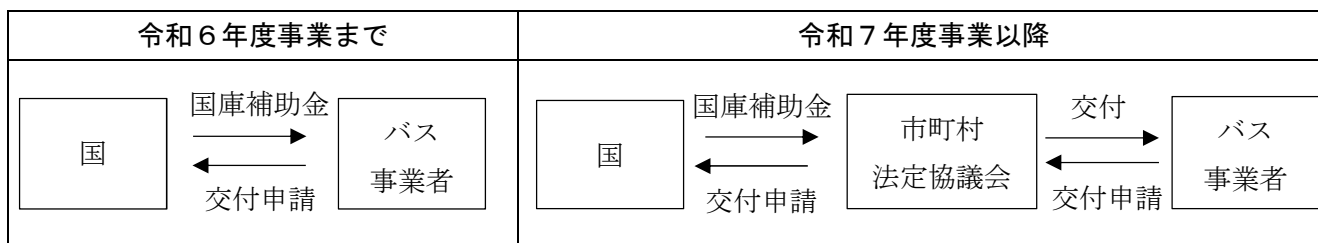


岡崎市交通政策会議を市の附属機関の位置付けを廃止し、「附属機関としての地域公共交通会議及び法定協議会」から「市が主宰する法定協議会を設置し、当該協議会に地域公共交通会議の役割を担わせた協議会」として、体制整理する。

1 体制整理する理由

現在、岡崎市のフィーダー路線（額田地区市民病院線（名鉄バス）、下山地区線、形埜地区線、宮崎地区線、豊富・夏山地区線（以上、市委託））では、その運行には国庫補助金（地域公共交通確保維持改善事業費補助金）が活用されている。この補助金は、現在はバス事業者等に国から直接交付されているが、令和2年の地域活性化再生法の改正に伴い、令和7年度事業（令和6年10月1日～令和7年9月30日事業分）以降は、同法に基づく市町村法定協議会に国が交付するものに変更される。（下図1参考）これは、真に公的負担により確保・維持が必要な系統等に対し、効果的・効率的な支援を実施するため、地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置づけの補助要件化（計画制度と補助制度の連動化）を行ったためである。

岡崎市では、法定協議会の役割を附属機関である交通政策会議が担ってきたが、地方自治法上、附属機関には予算の執行権限がなく、令和7年度事業の補助金の事務に支障がある。そこで、附属機関の位置付けを廃止し、法定協議会として新たに設置するものである。



（図1 国の補助金の流れ）

2 体制整理に伴う変更について

○名称及び構成員変更

「岡崎市交通政策会議」の名称を「（仮）岡崎市地域公共交通会議」に変更予定。

構成員の変更予定。

3 体制整理時期について

令和6年4月1日（令和6年3月定例会において、岡崎市附属機関設置条例を一部改正予定）

参考 地域公共交通に関する協議の場（はじめての地域公共交通（P4～P5）より抜粋）

・法定協議会で策定した地域公共交通計画に基づく事業を具現化するため、道路運送法上の手続きが必要であることが多いことから、1つの会議体に両者の機能を併せ持つ（二法協議会）。

	地域公共交通会議	法定協議会
根拠法令	道路運送法	地域活性化再生法
目的	道路運送法上の手続きの弾力化や簡素化 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項の協議、地域の交通計画を作成（任意）	地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議
対象モード	バス・タクシー（乗合）、自家用有償旅客運送	多様な交通モード
構成員	市町村、都道府県、運輸局、交通事業者、交通事業者の運転者組織、住民・利用者代表、道路管理者、交通管理者、主催者が必要と判断する者	市町村、都道府県、運輸局、交通事業者、住民・利用者代表、道路管理者、交通管理者、主催者が必要と判断する者
事業実施	行えない	行える